

登録情報開示報告書の見方について

全 国 銀 行 協 会
全国銀行個人信用情報センター

当センターは、消費者信用の円滑化等を図るために全国銀行協会が設置・運営している個人信用情報機関で、ローンやクレジットカード等に関する個人信用情報を登録し、会員（金融機関等）における与信取引上の判断のための参考資料としてこれを提供しています。

当センターに登録されている情報は次のとおりです。

情報の登録と利用については、ローン等の申込書や契約書等により、あらかじめご本人の同意をいただいております。

また、不渡情報と官報情報については、個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづく個人データの共同利用を行っております（詳しくは7ページをご覧ください）。

- ①取引情報・・・ローン、クレジットカード、保証のお取引およびこれらの連帯保証人に関する情報
- ②不渡情報・・・当座取引の手形・小切手の不渡に関する情報
- ③官報情報・・・官報によって一般に公開された破産・民事再生手続の情報
- ④本人申告情報・・・本人確認資料の紛失・盗難により自分の名義を勝手に使われるおそれがある場合等一定の場合に、ご本人からの申告にもとづいて登録した情報
- ⑤照会記録情報・・・会員が当センターに情報を照会した目的等を記録した情報

本報告書は、情報が正確に登録されていることをご本人にご確認いただくためにお渡しするものです。

ご本人のプライバシーに係わる重要なものですので、他人に見られることのないように十分ご注意ください（本報告書を他人に見せたことにより損害等が生じたとしても、当センターは一切責任を負いません）。

なお、銀行等の当センターの会員が本報告書（本人開示書面）の提示等を求めることはありませんので、ご不審な点がある場合は、開示窓口（銀行協会）でその旨お申出ください。

また、本報告書は、いかなる場合も証明書として使用することはできません。

本報告書は、開示申込書にご記入いただいた住所にもとづいて作成したものです。

過去にローン等のご契約をされた際の住所で開示申込書に記入しなかったものがあることがわかった場合や、住所の記入が正確ではなかったことがわかった場合は、改めて開示を受けていただくことをお勧めいたします。

2ページ以下に登録例を示していますが、ご契約されたお取引の内容等によって登録内容が異なるため、登録例とは項目名が異なるものもあります。

また、情報が登録されていない項目については、項目名のみが表示される場合と、項目名も表示されない場合があります。

なお、当センターでは平成18年10月30日にシステム更改を行っており、これ以前（旧システム）に登録された情報については、登録例とは異なる場合があります。

本報告書の内容についてご質問等がある場合は、開示を受けられた窓口（銀行協会）または次の番号までお問い合わせください。

【お問い合わせ受付時間】

月曜日～金曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）の午前9時～正午、午後1時～午後5時
フリーダイヤル 0120-540-558

※携帯電話、PHS等からおかけになる場合は、次のいずれかの電話番号（通話料がかかります）までお願いします。

TEL03-3214-5020

当センターの概要、加盟会員名等については、ホームページでご案内しております。

ホームページ <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

1. 取引情報の証書貸付(住宅ローン)の例

取引情報4件のうち、1件目であることを示します。
情報が登録されていない場合は「登録情報なし」と表示します(以下、センターに登録される情報について同様)。

【取引情報： 1 / 4】

氏名 : ゼンギン タロウ 生年月日 : 昭和33年3月3日 性別 : 男
 全銀 太郎 電話番号 : 03-3214-5020 郵便番号 : 100-8216

住所 : トウキョウト チョウダク マルノウチ 1-3-1
 東京都千代田区丸の内1-3-1

勤務先 : ゼンギンシヨウジ(カ 勤務先電話番号 : 03-3216-3761
 全銀商事(株)

<履歴1> 変更年月日 : 2006-11-25

氏名 : タゲイン タロウ 電話番号 : 06-6942-1370
 大銀 太郎

住所 : オオサカフ オオサカシ チユウオウク タニマチ 3-3-5
 大阪府大阪市中央区谷町3-3-5

勤務先 : カダゲインシヨウカイ
 株)大銀商会

「<履歴>」は、会員が住所・氏名等の変更を登録した場合に、変更前の情報を最大9世代まで表示します(ただし、履歴として表示している旧氏名で検索した情報が表示されているわけではありません)。

「変更年月日」は、原則として会員がセンターに変更の登録をした日となります。

※住所・氏名等の変更があっても、お借入れの金融機関等に所定のお届けをされていない場合は、登録情報に反映されません。変更事項がある場合は、お借入れの金融機関等にお届けください。

情報登録会員 : 全国銀行 丸の内 ← 情報を登録した会員・店舗を表示します(この欄は会員への回答には表示しません)。

取引種類等 : 証書貸付 消費性

成約日/実行日 : 2000-10-25 担保有無 : あり 用途区分 : 住宅ローン
 限度額/当初貸出額 : 20,000千円 設定期限/最終返済日 : 2025-10-25

残債額 : 15,000千円 残債額更新日 : 2006-12-25

残債額・入金区分履歴 (上段 : 更新月、中段 : 残債額(千円)、下段 : 入金区分)

06/10	06/11	06/12
15,300	15,250	15,000
○	○	○

返済区分 : 成約 返済区分発生日 :

「返済区分」、「延滞解消日」、「完了区分」については6ページをご覧ください。

次ページをご覧ください。

項目	説明
成約日/実行日	ご契約(成約)またはお借入れの日
担保有無	お借入れ等に際して土地・建物に抵当権を設定する等の担保の有無
用途区分	お借入れになった資金の使用目的(住宅ローン、アパートローン、その他の3つに分類)
限度額/当初貸出額	お借入れ等の限度額または当初のお借入額
設定期限/最終返済日	限度額の設定期限または最終返済日

2. 「取引種類等」として表示する項目について

「取引種類等」には、取引種類、消費性・事業性の別のほか、連帯債務者・連帯保証人の場合はその旨を表示します。

項目	説明
【取引種類】	
証書貸付	お借入れの都度、借入契約書を作成するローン
カードローン	一定の限度額の範囲内で繰返しご利用できるローン
キャッシング	一定の限度額の範囲内で繰返しご利用できるが、短期間での返済が必要なローン
手形貸付	手形を担保にしたローン(主に事業性資金)
手形割引	手形を金融機関等を買取ってもらうことによって借入れを行うローン(主に事業性資金)
連名ローン	2名以上の連帯債務形式で借りるローン ※連名ローンは旧システムでの区分で、新システムで登録されたものは後記の「連帯債務者」として表示されます。
その他ローン	上記以外のローン
クレジットカード	クレジットカードの利用契約
個品割賦	商品の購入代金を分割払いする契約
保証	お借入れ等に際して保証会社等から受けられた保証
法人連帯保証	法人名義でのお借入れ等に対して代表者等の個人が連帯保証人となるもの
【消費性・事業性】	
消費性	住宅ローン、マイカーローンなどの消費・生活のために必要な資金や、用途の自由な資金
事業性	事業用の設備を購入・建設するための資金や、事業の月々の支出費用にあてるための資金
【連帯債務者・連帯保証人】	
連帯債務者	2名以上が同等の立場で返済の義務を負うとき、その全員
連帯保証人	借入れを行った人(主債務者)が返済できなかった場合に、代わりに返済する義務を負うとき、代わりに返済義務を負う人

※連帯保証人・法人連帯保証の場合は、「取引種類等」の次の行に保証限度額と保証期限を表示します。
また、法人連帯保証の場合は、主債務者(法人)の名称等も表示します。

3. 金額の表示について

限度額、残債額等の金額は、すべて「千円」単位で表示します。

ただし、限度額の定めがない場合は「F」、千円未満の場合は「X」と表示します。

なお、ご契約の終了またはこれに準ずる状況があったことを示す「完了区分」が登録された後は、残債額の更新は行いません(詳しくは6ページをご覧ください)。

4. 日付の表示について

日付は原則としてハイフン付きの西暦で表示します(例えば、2006年11月1日の場合は「2006-11-01」)。

ただし、限度額の設定期限の定めがない場合は「9999-99-99」と表示します。

5. 「残債額・入金区分履歴」について

残債額と入金区分の履歴を最大2年分表示します。

入金区分	説明
○	請求を受けた金額全額またはそれ以上の入金があった
△	請求を受けた金額の一部の入金があった
×	請求を受けた金額の入金がなかった
P	請求を受けた金額について、事情により入金がなかった ※例えば、クレジットカードの分割払いで購入した商品に問題がある場合に、返済する資金はあるが、返済を停止した場合
—	請求がなかった(請求はないが、入金があった場合を含む)

6. 取引情報のクレジットカードの例
 クレジットカード特有の事項について説明します。これ以外の点は2ページをご覧ください。

【取引情報： 2 / 4】 -----

氏名： ゼンギン タロウ 生年月日：昭和33年3月3日 性別：男
 全銀 太郎 電話番号：03-3214-5020 郵便番号：100-8216
 住所： トキョウト チョウダク マルノウチ 1-3-1
 東京都千代田区丸の内1-3-1
 勤務先：ゼンギンショウジ(カ)
 全銀商事(株)

「限度額」はクレジットカード全体の限度額を示しており、ショッピングの限度額が含まれます。

「残債額」にはショッピング(1~2回払いの場合はお支払が遅れた場合のみ)の残債額が含まれます。

情報登録会員：全銀カード
 本社

取引種類等： クレジットカード

消費性
 担保有無：なし 用途区分：その他

成約日/実行日：2000-10-25

設定期限/最終返済日： 2007-10-25

限度額/当初貸出額： 500千円

残債額更新日：2006-12-25

残債額： 300千円

内カードローン限度額： 200千円 内カードローン残債額：100千円

内キャッシング限度額： 200千円 内キャッシング残債額： 50千円

残債額・入金区分履歴 (上段：更新月、中段：残債額(千円)、下段：入金区分)

06/10	06/11	06/12
0	200	300
-	○	○

返済区分：成約

返済区分発生日：

【限度額が内枠で設定される場合】
 クレジットカード全体の限度額の内枠としてカードローンまたはキャッシングの限度額が設定されている場合は、このように内枠の限度額と残債額を表示します。

【限度額が外枠で設定される場合】
 クレジットカード全体の限度額の外枠としてカードローンまたはキャッシングの限度額が設定されている場合は、クレジットカードの情報から独立して表示します。

【取引情報： 3 / 4】 (クレジットカードの続き) -----

取引種類等： カードローン 消費性
 成約日/実行日：2002-12-01 担保有無：なし 用途区分：その他
 限度額/当初貸出額： 500千円 設定期限/最終返済日： 2006-11-30
 残債額： 0千円 残債額更新日：2006-11-20

残債額・入金区分履歴 (上段：更新月、中段：残債額(千円)、下段：入金区分)

06/10	06/11
50	0
○	○

返済区分：成約

返済区分発生日：

完了区分：完了

完了区分発生日：2006-11-20

【取引情報：2/4】のクレジットカードに付帯するサービスであることを示しています。

【取引情報： 4 / 4】 (クレジットカードの続き) -----

取引種類等： 証書貸付 消費性
 成約日/実行日：2006-08-10 担保有無：なし 用途区分：その他
 限度額/当初貸出額： 600千円 設定期限/最終返済日： 2007-02-09
 残債額： 200千円 残債額更新日：2006-12-09

残債額・入金区分履歴 (上段：更新月、中段：残債額(千円)、下段：入金区分)

06/10	06/11	06/12
400	300	200
○	○	○

返済区分：成約

返済区分発生日：

7. クレジットカードの登録

クレジットカードでは次のように情報が登録されます。

(1) 登録の対象となるもの

クレジットカード本体		カード発行のご契約
クレジットカードに付帯するサービスのご契約		
ショッピング	1～2回払い	翌月1回払い(マンスリークリア)、ボーナス一括払い等 ※1～2回払いのショッピングの残債額については、お支払いが遅れた場合のみ登録されます。
	リボルビング払い	一定の限度額の範囲内で商品の購入等に繰返し利用でき、毎月一定の金額または比率でお支払いをされるもの)
	分割払い	一定の限度額の範囲内で商品の購入等に繰返し利用でき、一定の回数でお支払いをされるもの
ローン	カードローン	用語説明は3ページをご覧ください。
	キャッシング	
	証書貸付	

(2) 残債額の登録の仕方(原則)

クレジットカード全体の残債額に含めて登録されるもの	
1～2回払いのショッピングの支払いが遅れた場合は、その残債額 ※1～2回払いのショッピングの残債額については、お支払いが遅れた場合のみ登録されます。	
ショッピングのうち、リボルビング払い・分割払いの残債額	
クレジットカード全体の限度額の内枠としてカードローンまたはキャッシングの限度額が設定されている場合は、その残債額 ※全体の残債額に含めるほか、内枠の残債額として「内カードローン残債額」または「内キャッシング残債額」が登録されます。	
クレジットカードに付帯するサービスの情報としてクレジットカードとは別に登録されるもの	
クレジットカード全体の限度額の外枠としてカードローンまたはキャッシングの限度額が設定されている場合は、その残債額	
クレジットカードに付帯するサービスとしての証書貸付	

(3) 残債額の登録の仕方(例外)

「一括化」される場合	
クレジットカードまたはその付帯サービスの支払いが遅れたために、それまでのカード毎・サービス毎の残債額管理を取り止め、お客様毎に残債額を管理する方法に変更することを「一括化」といいます。この場合、 ①「一括化」されるカード・サービスの完了区分に「一括化」が登録されます。 ②「一括化」されるカード・サービスの残債額は「0」としたうえで、一つのクレジットカードの残債額に合算して登録されます。	
リボルビング専用カード等の場合	
リボルビング払いまたは分割払いのショッピングについて、クレジットカード全体の限度額の外枠として限度額が設定されている場合(専用カードが発行されているような場合)は、クレジットカード全体の情報とは別に、もう1件クレジットカードの情報がリボルビング払いまたは分割払い専用として登録されません。	

8. 「返済区分」、「延滞解消日」、「完了区分」の説明

返済区分、延滞解消日、完了区分の組合せにより、ご契約からご返済、契約終了、その後の状況の履歴を表示します(なお、延滞解消日、完了区分は、該当のある場合のみ表示します)。

項目名	説明	表示される場所			登録通知状
		返済区分	延滞解消日	完了区分	
【ご契約中の状況を示すもの】					
① 成約	ローン等のご契約をされたことを示します。 ※「成約」の場合は「返済区分発生日」は登録されません。	◎			
② 延滞	お約束の返済日が過ぎても、一定の期間ご返済をされなかったことを示します。	◎			◎
③ 延滞解消日	「②延滞」となった後に、ご返済が遅れていた分を全額返済され、返済の遅れが解消されたことを示します。		◎		
【ご契約の終了またはこれに準ずる状況があったことを示すもの】					
④ 完了	お客様による完済または解約によってご契約が終了したことを示します。 なお、クレジットカードに付帯するサービスを解約された場合でも、債務が残っている間は「完了」とはしません。				◎
⑤ 代位弁済	保証会社等がお客様に代わって金融機関等にお借入残金を返済したことを示します(お客様には保証会社等に返済する義務が残ります)。				◎ ◎
⑥ 保証履行	※返済を受けた金融機関等が情報を登録する場合は「⑤代位弁済」、返済をした保証会社等が情報を登録する場合は「⑥保証履行」となります。				◎ ◎
⑦ 強制回収手続	お客様の何らかのご事情のために、金融機関等がお借入残金の強制回収手段を講じ、またはお取引を解約したことを示します。また、ご返済が遅れたために、金融機関等が会計上の貸倒償却処理を行ったために情報の更新ができなくなった場合も、この項目名で登録されます。				◎ ◎
⑧ 保証債務未履行	お客様が連帯保証人となっている借入者の返済が遅れたために、お客様に対して返済が求められ、一定の期間これに応じて返済することができなかったことを示します。				◎ ◎
⑨ 移管	情報の登録元会員がお客様に対する債権を譲渡したことを示します。				◎
⑩ 一括化	「一括化」されたクレジットカードまたはその付帯サービスについて登録されます。「一括化」については5ページの(3)をご覧ください。				◎
【ご契約終了後の状況を示すもの】					
⑪ 代位弁済後完済	「⑤代位弁済」、「⑥保証履行」または「⑧保証債務未履行」となった後に、情報の登録元会員が、お客様が完済された事実を確認できたことを示します。	◎			
⑫ 求償債権完済		◎			
⑬ 保証債務完済		◎			
⑭ 代位弁済後移管	「⑤代位弁済」、「⑥保証履行」または「⑧保証債務未履行」となった後に、情報の登録元会員が、お客様に対する債権が譲渡された事実を確認できたことを示します。	◎			
⑮ 求償債権移管		◎			
⑯ 保証債務移管		◎			

※完了区分登録後の残債額について

完了区分が登録された後は、残債額の更新は行いません。

例えば、上記の「⑤代位弁済」が登録された場合はその直前に登録された残債額が登録期間中は登録されたままとなり、「⑪代位弁済後完済」が登録された場合も「0」への変更は行いません(これは代位弁済となった時点の残債額が分かるようにするためです。完済されていることは「⑪代位弁済後完済」と表示されることによって判別します)。

※登録通知状の送付廃止について

当センターでは、会員から延滞等のネガティブ情報(上表の「登録通知状」欄に◎印のあるもの)が登録されたときは、登録されているご本人の住所宛にセンターから「個人信用情報の登録のお知らせ」(登録通知状)をご送付しておりましたが、平成19年10月26日をもって送付を廃止いたしました。

同日までに、この通知をご送付していた場合、郵便不着による返送の有無を取引情報に表示します。

9. 不渡情報・官報情報・本人申告情報の例

【不渡情報： 1 / 1】 -----

氏名 : ゼンギン タウ 生年月日 : 昭和33年3月3日
 全銀 太郎 新 郵便番号 : 100-8216
 大銀 太郎 旧

住所 : トウキョウト チョウダク マルノウチ 1-3-1
 東京都千代田区丸の内1-3-1
 新
 大阪府大阪市中央区谷町3-3-5
 旧

支払場所 : 全国銀行 }
 丸の内 }
 手形交換所 : 東京 }
 取引種類 : 当座取引 }
 不渡区分 : 第1回目不渡 不渡区分発生日 : 2006-09-30 不渡事由 : 資金不足

第1回目不渡、取引停止処分の別を表示します。

不渡になった理由(資金不足、取引なし等)を表示します。

不渡報告、官報に複数の氏名、住所が掲載されている場合は、最大3つまで表示します。

【官報情報： 1 / 1】 -----

氏名 : 全銀 太郎 新
 大銀 太郎 旧

住所 : 東京都千代田区丸の内1-3-1
 新
 大阪府大阪市中央区谷町3-3-5
 旧

破産手続開始、民事再生手続開始決定(給与所得者/小規模個人/その他再生)の別と決定日を表示します。

官報公告区分 : 破産手続開始 官報公告区分発生日 : 1999-10-01
 官報掲載日 : 1999-11-10 事件番号 : 平成11年(フ)第800号

官報に掲載された事件番号(裁判所の整理番号)を表示します。

【本人申告情報： 0 / 0】
 登録情報なし

当センターでは、運転免許証等の本人確認資料の紛失・盗難により自分の名義を勝手に使われるおそれがある場合等の一定の場合に、ご本人からの申告を受け付けて登録しています。登録がある場合はご本人の申告内容を表示し、登録がない場合は「登録情報なし」と表示します。

10. 個人データの共同利用について

当センターは、次の者との間で個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづく個人データの共同利用を行っております(詳しくは当センターのホームページ(アドレスは1ページに記載)をご覧ください)。

- (1) 不渡情報の共同利用者
 - ① 各地手形交換所とその参加金融機関
 - ② 全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会
- (2) 官報情報の共同利用者
 当センターの会員

【個人情報保護法第23条第4項第3号(抜粋)】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。(中略)

個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

11. 照会記録情報の例

【照会記録情報： 1 / 1】 -----

氏名： ゼンギン タロウ 生年月日：昭和33年3月3日
 全銀 太郎 電話番号：03-3214-5020 郵便番号：100-8216
 住所： トウキョウト チョウダク マルノウチ 1-3-1
 東京都千代田区丸の内1-3-1

情報照会会員：全銀保証 ← 情報を照会した会員・店舗を表示します(この欄は会員への回答には表示しません)。
 保証審査部
 照会目的： 新規与信判断 照会日： 2007-01-10
 与信内容等： 証書貸付(住宅ローン) 消費性 保証 連帯債務者
 保証依頼元： 全国銀行 ← 「保証」のための照会の場合、保証を依頼した金融機関等がセンターの会員のときは会員名を表示し、センターの会員でないときは「非会員」と表示します。

照会目的の区分	説明
新規与信判断	新しくローン等を実行するかどうかの判断の参考とするため ※会員に対して照会記録情報を回答するのは照会目的が新規与信判断の場合に限ります。
信用状況再調査	カードの更新を認めるかどうか等のご契約後のお取引の管理の参考とするため ※会員はローン等を実行した後も、お客様の信用状況を定期的に調査すること等により、適正な与信に努めています。
転居先調査	ご連絡のないままお客様が転居された場合に転居先の調査を行うため
連帯保証人調査	連帯保証人として認めるかどうかの判断の参考とするため ※旧システムでの区分で、新システムで照会されたものは「与信内容等」欄に連帯保証人と表示されます。
当座預金開設	手形・小切手を振出すための当座預金の開設を認めるかどうかの判断の参考とするため(旧システムで照会したもののみ)

「与信内容等」には、与信内容、消費性・事業性資金の別のほか、保証、連帯債務者、連帯保証人、法人連帯保証の場合はその旨を表示します。与信内容は取引情報の取引種類に準じた区分になります。用語説明は3ページをご覧ください。

12. 情報の登録期間

情報の種類	登録期間
取引情報	契約期間中および契約終了日(取引情報の完了区分発生日)から5年を超えない期間 ※返済区分が「延滞」の情報は、「成約日/実行日」が平成18年10月より前の場合は「返済区分発生日」から、後の場合は「延滞解消日」から、それぞれ5年で返済区分を「成約」に変更します。
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産・民事再生手続開始決定の日(官報情報の官報公告区分発生日)から10年を超えない期間 ※破産手続開始決定の日は旧破産法では破産宣告の日となります。
本人申告情報	申告日から5年を超えない期間
照会記録情報	照会日から1年を超えない期間(ただし、会員への回答は6か月を超えない期間)

【ご参考】提携機関の交流対象情報の見方について

当センターでは、次の個人情報機関と提携して、ネガティブ情報(延滞等)および本人申告の一部について相互交流を実施しており、交流対象情報を参考として開示しております。

なお、各機関の概要、会員名、本人開示の手続等については、各機関のホームページに掲載されています。

提携機関の名称	提携機関の概要	ホームページ	フリーダイヤル
(株)日本信用情報機構(JIC)	主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人情報機関	http://www.jicc.co.jp/	0120-441-481
(株)シー・アイ・シー(CIC)	主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報機関	http://www.cic.co.jp/	0120-810-414

期日どおりにご返済されているお借入れ等に関する情報は、現在、交流対象とはなっていないため、ご自分の情報をご確認いただくには、各機関で本人開示を受ける必要があります。各機関で開示を受けていただくことをお勧めします。

提携機関の情報の内容・回答期間等についてご質問等がある場合には、その情報が登録されている提携機関にお問い合わせください。

情報が登録されている提携機関の名称を表示します。

【日本信用情報機構の交流対象情報(参考) : 1 / 1】-----

氏名 : ゼンギン タロウ 生年月日 : 昭和33年3月3日 性別 : 男
 全銀 太郎 電話番号 : 03 3214 5020 郵便番号 : 1008216
 住所 : トウキョウト チョウダク マルノウチ 1-3-1
 東京都 千代田区 丸の内
 勤務先 : ゼンギンシヨウジ(カ) 勤務先電話番号

ご契約またはお借入れ等があった日を表示します。

取引種類 : 無担保・無保証 成約日/実行日 : 2003-10-10
 限度額/当初貸出額 : 500千円 情報発生日 : 2006-10-02
 返済区分 : 延滞

10ページをご覧ください。

お借入れの限度額または最初のお借入額を表示します。

「返済区分」に表示する事実が発生した日を表示します。
 この日付は情報の回答期間の起算日とは異なる場合があります。

※情報の回答期間についてご質問等がある場合は、その情報が登録されている提携機関にお問い合わせください。

【シー・アイ・シーの交流対象情報(参考) : 0 / 0】-----

交流対象情報なし

交流対象情報がない場合は「交流対象情報なし」と表示します。

※当該機関に何も情報が登録されていないという意味ではありません(交流対象外の情報が登録されている場合があります)。

【ご参考】提携機関交流対象情報の「取引情報」と「返済区分」に表示される項目の説明

項目名	説明
【日本信用情報機構の取引種類】	
無担保・無保証	担保も保証も付けないお借入れがあったことを示します。
保証人付	保証人を付けたお借入れがあったことを示します。
担保付	土地・建物等に抵当権等の担保を付けたお借入れがあったことを示します。
手形貸付	手形によるお借入れまたは手形を担保としたお借入れがあったことを示します。
販売信用・無保証	担保も保証も付けないで、商品またはサービスの購入に伴うお借入れがあったことを示します。
販売信用・有保証	保証を付けて、商品またはサービスの購入に伴うお借入れがあったことを示します。
保証契約(会員)	保証を付けたお借入れがあったことを示します。
保証契約(非会員)	※保証を付けた会社が日本信用情報機構の会員の場合は「保証契約(会員)」、同会員でない場合は「保証契約(非会員)」となります。
リース・無保証	担保も保証も付かない商品のリース料(賃借料)のリース会社へのお支払いのご契約があったことを示します。
リース・有保証	保証を付けた商品のリース料(賃借料)のリース会社へのお支払いのご契約があったことを示します。
保証人付／担保付	保証人と土地・建物等に抵当権等の担保の両方を付けたお借入れがあったことを示します。
保証人付／手形貸付	保証人を付けた手形によるお借入れまたは手形を担保としたお借入れがあったことを示します。
保証人付／販売信用・有保証	保証人による保証を付けた商品またはサービスの購入に伴うお借入れがあったことを示します。
保証人付／リース・有保証	保証人による保証を付けたリース契約を締結していることを示します。
【日本信用情報機構の返済区分】	
延滞	お約束の返済日が過ぎても一定の期間ご返済をされなかったことを示します。
債権回収	債権者が強制執行等の法的手続き等をとったことを示します。
保証履行	お約束の返済日が過ぎ、保証会社等が契約者ご本人に代わってお借入れた会社にご返済の残金の全てを返済したことを示します。
保証契約弁済	保証履行となった後に、保証会社等が契約者ご本人に代わって返済した分を、ご本人が保証会社等に対して全て支払われたことを示します。
【シー・アイ・シーの取引種類】	
クレジットカード	クレジットカードのご契約を示します。
個品割賦購入あっせん・割賦販売	商品またはサービスの購入の都度、分割払い等のご契約をされたことを示します。
リース	商品のリース料(賃借料)をリース会社に支払うご契約を示します。
保証・提携ローン・ローン提携販売	お借入れ等の際に保証会社等から受けられた保証を示します。
融資(無保証)	保証を付けないお借入れがあったことを示します。
融資(保証付)	保証を付けたお借入れがあったことを示します。
住宅ローン	住宅購入を目的としたお借入れがあったことを示します。
【シー・アイ・シーの返済区分】	
異動	お約束の返済(支払)日が過ぎても一定の期間ご返済(お支払)をされなかったことを示します。
異動 延滞解消	上記の異動となった後に、ご返済(お支払)が遅れていた分のご返済(お支払)をされたこと、または、再契約等により支払変更をした後一定の期間滞りなくご返済(お支払)していることを示します。
異動 完了	上記の異動となった後に、お借入残金またはご利用代金を全て返済されたことを示します。
異動 貸倒	ご返済がないために、クレジット会社等が会計上の貸し倒れ処理をしたことを示します。
異動 本人以外弁済	保証会社等が契約者ご本人に代わって金融機関等にお借入残金を返済したことを示します。この場合はご契約者には保証会社等に返済する義務が残ります。

以上